

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成24年 4月 16日	
愛知県知事 殿	
提出者 住 所 愛知県犬山市大字犬山字甲塚5番地 氏 名 犬山建設株式会社 代表取締役 松浦 学 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号0568-61-0488	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	犬山建設株式会社
事業場の所在地	愛知県犬山市大字犬山字甲塚5番地
計画期間	平成23年 4月 1日～平成24年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06:総合建設業 21:窯業・土石製品製造業
②事業の規模	元請完成工事高 13,700万円 生コンクリート製造販売 23,500万円
③従業員数	20名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	土木工事業: 廃プラスチック類→中間処理業者委託選別後、埋立 木くず→再生処理業者に委託、破碎後燃料チップ コンクリート塊→再生処理業者委託破碎後、再生砕石 アスファルト塊→中間処理施設委託後、砕石合材 混合物→中間処理業者委託後選別、埋立 生コンクリート工場: コンクリートくず→再生処理業者委託破砕、再生砕石

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
(管理体制図)				
代表取締役 (松浦 学)				
↓				
産業廃棄物処理総責任者 ()				
├── 土木部責任者 () ──> 各工事現場責任者				
└── 生コンクリート工場 (製品) ──> ()				
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
①現状	【前年度 (平成23年度) 実績】			
	産業廃棄物の種類	汚 泥	廃プラスチック類	木 く ず
	排 出 量	8.54 t	7.6 t	85.05 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくずコンクリート及び陶磁器くず	が れ き 類	混 合 物
	排 出 量	898.88 t	184 t	39.2 t
(これまでに実施した取組)				
・中間処理施設(再生資源化施設)に委託				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚 泥	廃プラスチック類	木 く ず
	排 出 量	10 t	10 t	100 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくずコンクリート及び陶磁器くず	が れ き 類	混 合 物
	排 出 量	800 t	200 t	40 t
(今後実施する予定の取組)				
・生コンクリート顧客に対する残コンクリートの産業廃棄物抑制の啓蒙活動				
・廃プラスチック中間処理施設の再資源化施設への切換				
産業廃棄物の分別に関する事項				
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)			
	・廃プラスチック類、木くず、ガラスくずコンクリートくず陶磁器くず、がれき類(アスファルト塊)に分別			
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)			
	・現状のまま			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成23年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚 泥	廃プラスチック類	木 く ず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくずコンクリート及び陶磁器くず	が れ き 類	混 合 物
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)・混合廃棄物を分別処理			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚 泥	廃プラスチック類	木 く ず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくずコンクリート及び陶磁器くず	が れ き 類	混 合 物
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)・廃プラスチックを再生資源化施設への委託			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成23年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚 泥	廃プラスチック類	木 く ず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくずコンクリート及び陶磁器くず	が れ き 類	混 合 物
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)・混合廃棄物を分別処理			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚 泥	廃プラスチック類	木 く ず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくずコンクリート及び陶磁器くず	が れ き 類	混 合 物
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)・廃プラスチック類を再生資源化施設への委託				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（平静23年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚 泥	廃プラスチック類	木 く ず
①現状	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくずコンクリート及び陶磁器くず	が れ き 類	混 合 物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまで実施した取組) ・特に実施していない			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚 泥	廃プラスチック類	木 く ず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくずコンクリート及び陶磁器くず	が れ き 類	混 合 物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・特に実施する予定なし				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（平成23年度）実績】			
		産業廃棄物の種類	汚 泥	廃プラスチック類	木 く ず
①現状	全処理委託量		8.54 t	7.6 t	85.05 t
	優良認定処理業者への 処理委託量		0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量		0 t	0 t	82.43 t
	認定熱回収業者への 処理委託量		0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくずコンクリート及 び陶磁器くず		が れ き 類	混 合 物
	全処理委託量		898.88 t	184 t	39.2 t
	優良認定処理業者への 処理委託量		0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量		898.18 t	184 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量		0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		0 t	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組) ・ 中間処理施設（再生資源化施設）への搬出 ・ 混合廃棄物の分別処理徹底化					

		【目標】			
		産業廃棄物の種類	汚 泥	廃プラスチック類	木 く ず
②計画	全処理委託量	10 t	10 t	100 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	10 t	100 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	
	産業廃棄物の種類	ガラスくずコンクリート及 び陶磁器くず	が れ き 類	混 合 物	
	全処理委託量	80 t	200 t	200 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	
	再生利用業者への 処理委託量	80 t	200 t	200 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組)				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチック類を再生資源化支越（中間処理施設）への搬出 ・ 混合廃棄物の分別処理徹底化 ・ 生コンクリート工場における顧客注文時への数量確認及び残コンクリートの抑制 				
	※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。